

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月4日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第21号

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成4年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「これらに」を「これに」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の香芝市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成20年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の規則第3条の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則をここに公布する。

平成20年11月4日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第22号

香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則

香芝市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成12年規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第32条第2項、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第38条第2項、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第8項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を香芝市福祉事務所長（以下「所長」という。）に委任することに関し必要な事項を定めるものとする。

（生活保護法に関する事務の委任）

第2条 生活保護法（以下この条において「法」という。）に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 法第24条に規定する申請による保護の開始及び変更に関すること。
- (2) 法第25条に規定する職権による保護の開始及び変更に関すること。
- (3) 法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関すること。
- (4) 法第27条に規定する指導及び指示に関すること。
- (5) 法第27条の2に規定する相談及び助言に関すること。
- (6) 法第28条第1項に規定する立入調査又は受診命令及び同条第4項に規定する保護の開始若しくは変更の申請の却下又は保護の変更、停止若しくは廃止に関すること。
- (7) 法第30条から第37条までに規定する生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の給付方法に関すること。
- (8) 法第48条第4項に規定する届出の受理に関すること。
- (9) 法第62条第3項に規定する保護の変更、停止又は廃止及び同条第4項に規定する弁明の機会の付与に関すること。
- (10) 法第63条に規定する被保護者の返還すべき額の決定に関すること。
- (11) 法第76条に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (12) 法第77条第1項に規定する費用の徴収並びに同条第2項に規定する扶

養義務者との協議及び家庭裁判所に対する申立てに関すること。

(13) 法第 78 条に規定する不正な手段による保護に係る費用の徴収に関する
こと。

(14) 法第 80 条に規定する保護金品の返還の免除に関すること。

(15) 法第 81 条に規定する後見人の選任の請求に関すること。

(児童福祉法に関する事務の委任)

第 3 条 児童福祉法 (以下この条において「法」という。) に規定する事務の
うち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

(1) 法第 21 条の 6 に規定する障害福祉サービスの提供又はその委託に関す
ること。

(2) 法第 22 条に規定する助産の実施に関すること。

(3) 法第 23 条に規定する母子保護の実施及びその他の適切な保護に関する
こと。

(4) 法第 24 条に規定する保育の実施及びその他の適切な保護に関すること。

(5) 法第 56 条第 2 項及び第 3 項に規定する費用の徴収並びに同条第 5 項に
規定する費用の負担命令に関すること。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関する事務の委任)

第 4 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (以下この条において「法」
という。) に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる
事務とする。

(1) 法第 17 条に規定する障害児福祉手当及び法第 26 条の 2 に規定する特
別障害者手当 (以下この条において「手当」という。) の支給及びその支
給要件に関すること。

(2) 法第 19 条 (第 26 条の 5 において準用する場合を含む。) に規定する
手当の支給資格についての認定に関すること。

(3) 法第 19 条の 2 (第 26 条の 5 において準用する場合を含む。) に規定
する手当の支払に関すること。

(4) 法第 20 条及び第 21 条 (第 26 条の 5 において準用する場合を含む。
) に規定する手当の支給の制限に関すること。

(5) 法第 22 条第 2 項 (第 26 条の 5 において準用する場合を含む。) に規
定する手当の返還に関すること。

(6) 法第 24 条第 1 項 (第 26 条の 5 において準用する場合を含む。) に規
定する手当に係る不正利得の徴収に関すること。

(7) 法第 26 条及び第 26 条の 5 において準用する法第 5 条第 2 項に規定す
る手当の認定に関すること。

- (8) 法第26条及び第26条の5において準用する法第5条の2第1項及び第2項に規定する手当の支給期間及び支払期月に関すること。
- (9) 法第26条及び第26条の5において準用する法第11条(第3号を除く。)に規定する手当の支給停止に関すること。
- (10) 法第26条及び第26条の5において準用する法第12条に規定する手当の支払の一時差止めに関すること。
- (11) 法第26条の4に規定する特別障害者手当の支給の調整に関すること。
- (12) 法第36条に規定する調査に関すること。
- (13) 法第37条に規定する資料の提供等に関すること。

(老人福祉法に関する事務の委任)

第5条 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この条において「法」という。)に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 法第10条の4に規定する措置に関すること。
- (2) 法第11条に規定する措置に関すること。
- (3) 法第27条第1項に規定する遺留金品の処分に関すること。
- (4) 法第28条第1項に規定する費用の徴収に関すること。
- (5) 法第36条に規定する調査の囑託及び報告の請求に関すること。

(身体障害者福祉法に関する事務の委任)

第6条 身体障害者福祉法(以下この条において「法」という。)に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 法第16条第4項に規定する身体障害者手帳の返還事由に該当する旨の知事への通知に関すること。
- (2) 法第17条の2第1項に規定する診査及び更生相談並びに必要な措置に関すること。
- (3) 法第18条第1項に規定する障害福祉サービスの提供又はその委託に関すること。
- (4) 法第18条第2項に規定する障害者支援施設等への入所又はその委託に関すること。
- (5) 法第18条の3に規定する措置の解除に係る説明等に関すること。
- (6) 法第23条に規定する売店の設置及び運営を円滑にするための協議、調査等に関すること。
- (7) 法第38条第1項に規定する費用の徴収に関すること。
- (8) 法附則第50条の規定により身体障害者とみなされる児童に対する更生援護の特例措置に関すること。

(知的障害者福祉法に関する事務の委任)

第7条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。)に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 法第15条の4に規定する障害福祉サービスの提供又はその委託に関すること。
- (2) 法第16条に規定する障害者支援施設等への入所等の措置に関すること。
- (3) 法第17条に規定する措置の解除に係る説明等に関すること。
- (4) 法第27条に規定する費用の徴収に関すること。
- (5) 法第28条に規定する審判の請求に関すること。
- (6) 法附則第3項の規定により知的障害者とみなされる児童に対する更生援護の特例措置に関すること。

(障害者自立支援法に関する事務の委任)

第8条 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。)に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 法第9条第1項に規定する報告若しくは文書等の提出等の命令又は質問に関すること。
- (2) 法第10条に規定する報告若しくは文書等の提出等の命令又は質問若しくは検査に関すること。
- (3) 法第12条に規定する自立支援給付に関する関係機関への資料の提供等に関すること。
- (4) 法第19条に規定する介護給付費等の支給決定に関すること。
- (5) 法第20条に規定する申請に関すること。
- (6) 法第21条第1項に規定する障害程度区分の認定に関すること。
- (7) 法第22条に規定する支給要否決定等に関すること。
- (8) 法第24条に規定する支給決定の変更に関すること。
- (9) 法第25条に規定する支給決定の取消しに関すること。
- (10) 法第29条に規定する介護給付費又は訓練等給付費の支給に関すること。
- (11) 法第30条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給に関すること。
- (12) 法第31条に規定する介護給付費等の額の特例に関すること。
- (13) 法第32条に規定するサービス利用計画作成費の支給に関すること。
- (14) 法第33条に規定する高額障害福祉サービス費の支給に関すること。
- (15) 法第34条に規定する特定障害者特別給付費の支給に関すること。

- (16)法第35条に規定する特例特定障害者特別給付費の支給に関する事。
- (17)法第48条第1項に規定する報告若しくは帳簿書類等の提出等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査に関する事。
- (18)法第52条に規定する自立支援医療費の支給認定に関する事。
- (19)法第53条に規定する自立支援医療費の支給認定の申請に関する事。
- (20)法第54条に規定する自立支援医療の支給認定等に関する事。
- (21)法第56条に規定する支給認定の変更に関する事。
- (22)法第57条に規定する支給認定の取消しに関する事。
- (23)法第58条に規定する自立支援医療費の支給に関する事。
- (24)法第70条に規定する療養介護医療費の支給に関する事。
- (25)法第71条に規定する基準該当療養介護医療費の支給に関する事。
- (26)法第76条に規定する補装具費の支給に関する事。
- (27)法第77条に規定する地域生活支援事業の実施に関する事。
- (28)法附則第2条の規定により障害者とみなされる児童に対する自立支援給付の特例措置に関する事。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事務の委任)

第9条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この条において「法」という。)に規定する事務のうち所長に委任する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1)法第47条に規定する相談指導等に関する事。
- (2)法第49条第1項及び第2項に規定する障害福祉サービス事業等の利用に関する相談、助言、あっせん、調整及び要請に関する事。

(特例)

第10条 第2条から前条までに規定するもののうち、特に重要な事項又は異例に属すると認められる事項は、市長の承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香芝市告示第 1 4 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 5 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 141 号

平成20年度後期高齢者医療保険料督促状（第3期分）を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成20年 11月 5日

香芝市長 梅田 善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 4 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 4 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 1 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 1 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 4 4 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第145号

次のとおり所有者不明の犬を抑留した旨奈良県狂犬病予防員から通知があったので、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第8項の規定により告示する。

平成20年11月19日

香芝市長 梅田 善久

- | | | | |
|--------|-----------------|---|-------------------|
| 1 保護日時 | 平成20年11月19日 11時 | | |
| 2 保護場所 | 香芝市穴虫（晴実台） | | |
| 3 特徴等 | 種 | 類 | ラブラドル・レトリバー |
| | 性 | 別 | 雄 |
| | 推 | 定 | 年 |
| | 令 | | 成犬 |
| | 毛 | 色 | 黒 |
| | 体 | 格 | 大型 |
| | そ | の | 他 |
| | 特 | 徴 | 布製灰色首輪に赤白の古いリード付き |

香芝市告示第 1 4 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第147号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は平成20年11月27日から2週間、香芝市都市整備部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

平成20年11月26日

香芝市長 梅田善久

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

平成20年12月11日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

香芝市磯壁1丁目地区の一部、良福寺地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 磯壁地区

枝線

管路番号	起 点	終 点
2097	香芝市磯壁1丁目916-25	香芝市磯壁1丁目916-18
2098	香芝市磯壁1丁目916-27	香芝市磯壁1丁目916-18
2099	香芝市磯壁1丁目916-18	香芝市磯壁1丁目916-8

(2) 良福寺地区

枝線

管路番号	起 点	終 点
0240	香芝市良福寺197-88	香芝市良福寺197-89
0243	香芝市良福寺197-33	香芝市良福寺197-47
0251	香芝市良福寺211-9	香芝市良福寺211-10

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター

香芝市告示第 1 4 8 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 4 9 号

近鉄二上山駅自転車駐車場内に長期間放置されている自転車及び原動機付自転車は、場内整理のため下記のとおり撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。なお、引取りのない場合は、当該自転車を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤去理由 自転車駐車場の場内整理のため
- 2 撤去年月日 平成 2 0 年 1 1 月 2 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄二上山駅自転車駐車場内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より 6 か月間
- 6 引取時間 午前 9 時から午後 5 時まで
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（TEL 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 5 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成20年12月3日から同年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成20年11月27日

香芝市選挙管理委員会

委員長 植村 忠昭

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成20年11月20日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田 博文

- 1 対 象 総務部及び市民生活部
- 2 執 行 平成20年10月30日
- 3 方 法 財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 4 結 果 所管団体・委員等に係る市外への同行・随行については、その業務等の内容から公務(出張)か、否かの判断に係る基準を明確にし、各々適正に対処されたい。

香芝市農業委員会会議規則告示第12号

平成20年11月27日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成20年第12回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成20年12月4日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

介護保険法第42条の2第1項及び法第54条の2第1項の規定により香芝市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所に指定する。

平成20年11月25日

香芝市長 梅田善久

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| (1) 介護保険事業所番号 | 2970500795 |
| (2) 名称及び所在地 | グループホーム夢野家
奈良県橿原市東坊城町197番3 |
| (3) 申請者 | 有限会社 夢野家 |
| (4) 代表者の氏名及び住所 | 鶴谷文代
奈良県橿原市東坊城町533番地の4 |
| (5) 指定年月日 | 平成20年11月25日(有効期間6年) |
| (6) サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |

平成20年11月21日

香芝市教育委員会公告第11号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成20年第11回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成20年11月26日(水)
午後2時00分より |
| 2. 場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室 |
| 3. 案 | 件 | (1) 香芝市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正することについて
(2) 教育財産取得に係る申出について
(3) 教育施設用地(高山台グラウンド)取得に係る補正予算について
(4) 平成20年度の学校(園)訪問の結果について
(5) 香芝市総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会委員並びに同運営委員会委員の委嘱に関する専決処分の報告及び承認について
(6) 平成20年度全国学力・学習状況調査の結果分析の専決処分の報告及び承認について
(7) その他 |